

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から50年3月まで

私は、当初、国民年金に加入していなかったが、市役所に勤務していた友人から、厚生年金保険の資格を喪失してから気付いた月までの保険料を一括払いできるとアドバイスを受け、国民年金に加入した。

私は、国民年金に加入した後、市役所で交付された手書きの納付書で、申立期間の保険料をさかのぼって納付したので未納であるはずがない。

第3 委員会判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、市役所で交付された手書きの納付書により、申立期間の保険料をさかのぼって納付したと申し立てしているところ、申立人の国民年金加入記録を見ると、昭和51年3月ごろに申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが前後の同記号番号の記録から推認できるほか、この時点で、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した49年9月にさかのぼって資格を取得していることが確認でき、申立人の納付記録をみると、加入手続が行われた後の51年9月9日に昭和50年度(昭和50年4月から51年3月まで)の保険料を過年度納付していることが確認できる。

一方、申立期間について、A市の被保険者台帳を見ると、申立期間は未納の記録となっているものの、昭和50年度の保険料が納付された後の昭和51年11月26日に申立期間にかかる国庫金納付書が市の窓口で交付されていることが明確に記載されており、当時の市の取扱いでは、過年度保険料の納付書は被保険者から過年度保険料の納付申出があった場合、社会保険事務所に代わって直接交付する取扱いとなっていたことを踏まえると、申立人が国民年金に加入後、市役所で手書きの納付書を交付されたとの陳述に符合している。

また、申立人は国民年金の加入期間について、申立期間を除く約28年間の

保険料を納めており、申立人の納付意識が高かったことが認められる。

さらに、申立期間は7か月と短期間であり、申立人は国民年金に加入後、昭和50年度の保険料を納付した上、申立期間の保険料納付書の交付手続きを行っていたながら、敢えて昭和49年9月から50年3月までの保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から47年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

申立期間①について、昭和38年1月に私も兄も勤めていた会社を退職し、家業を手伝うようになった。両親は36年に国民年金に加入しており、その両親が息子達の将来のために国民年金の加入手続をせず、保険料を納付しないとは考えられない。私自身は、加入手続も保険料の納付も行ったことは無いので、当時の手続の状況や保険料の納付方法、金額等は分からない。

申立期間②について、結婚後、昭和47年からは、妻が私の保険料と一緒に夫婦二人分を納付してくれており、妻が納付済みであるのに、私だけが未納であるはずがない。

申立期間①及び②が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、家業を手伝うために会社を退職した申立人兄弟の将来を考えて、両親が申立人及びその兄の国民年金の加入手続をせず、保険料を納付しないとは考えられないと申し立てているが、直接納付等に関与しておらず、申立人の両親も既に死亡しているため、当時の具体的な加入手続及び納付状況は不明である。

そこで、申立人の手帳記号番号払出時期をみると、昭和47年12月13日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点において、申立期間①の保険料は、制度上納付することができない期間を含む過年度保険料と考えられるが、申立人は、自ら納付していないので、当時の納付方法や納付金額等については分からないとしている。

また、申立人の両親が申立期間①の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、ほかの読み方による各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、昭和 38 年 1 月に一緒に家業を継いだとする申立人の兄についてみると、その手帳記号番号は 44 年 9 月に兄夫婦連番で職権により払い出されており、払出時期が申立人と異なるほか、その時点で現年度納付できない同年 3 月以前は未納となっているなど、申立人の両親が申立人兄弟の保険料を一緒に納付していたとは考え難い。

加えて、申立人に申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

一方、申立人の所持する年金手帳の昭和 47 年度の印紙検認記録欄をみると、申立期間②直前の昭和 47 年 4 月から同年 9 月までの期間に検認印が確認できるが、同年 10 月から 48 年 3 月までの期間については、検認印が無いにもかかわらず、特殊台帳の記録では、昭和 47 年度の保険料は、現年度によりすべて納付済みとなっている。また、同年度の印紙検認台紙は、検認印のある昭和 47 年 4 月から同年 9 月までの欄に印紙が貼付されたまま切り取られずに残っていることから、当時、行政側の収納事務又は記録管理に何らかの不備があった可能性がうかがわれる。

また、結婚後、昭和 47 年から申立人の保険料を一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立人の妻は、申立期間②を含み、20 歳から 60 歳までの国民年金被保険者期間の保険料を完納しているほか、申立期間②は 12 か月と比較的短期間である上、前後の期間は現年度納付していることから、申立人の申立期間②の保険料も一緒に納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和43年10月に会社を退職してA店を始めたが、すぐには国民年金に加入しなかった。加入時期は覚えていないが、多分、集金に来ていた郵便局員に勧められ、市役所で夫婦二人一緒に国民年金の加入手続をしたように思う。それ以来、夫婦二人分の保険料を市役所の集金人に一緒に支払ってきた。加入後しばらくして、過去の未納保険料をさかのぼって支払うよう勧められたので、夫婦二人分で確か20万円を超えるぐらいの保険料を納付した。妻は、未納が無いのに、私だけ1年間未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

夫婦の手帳記号番号は、昭和50年4月10日に夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、また、特殊台帳をみると、夫婦共に同年10月に、その時点で、制度上納付が可能であった48年1月から49年3月までの保険料を過年度納付し、47年12月以前の国民年金被保険者期間の保険料をそれぞれ特例納付していることが確認できることから、夫婦二人一緒に加入手続き、しばらくして夫婦二人分の過去の未納保険料をさかのぼって納付したとする申立内容と符合している。

また、夫婦二人分を一緒に納付していたとする申立人の妻は、その後、申立期間である昭和49年4月から50年3月までの保険料を過年度納付しており、夫婦共に申立期間直後の同年4月以降の保険料をすべて現年度納付していることから、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間を含めた夫婦二人分の過年度納付及び特例納付を行った場合の合計金額を試算すると、21万4,200円であり、当時、まとめ払いしたと

する夫婦二人分の保険料額 20 万円超とおおむね一致する。

これらの状況を勘案すると、特例納付を行った夫婦が、申立期間の保険料について、申立人のみ過年度納付を行わない理由は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から46年3月まで

私は、市役所に婚姻届を提出した翌日に、妻と一緒に夫婦二人の国民年金に加入した。その時、窓口の担当者に、私の分は20歳までさかのぼって一括納付できると言われたが、妻の分も納付したいと言うと、納付できないと言われ手帳に不要の印を押してくれたのを覚えている。それで私の分だけ、金額は具体的に覚えていないが、当時、結婚祝金や妻の退職金があり支払えない額ではなかったので納付した。未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年6月23日に婚姻届を行っており、手帳記号番号払出簿をみると、その翌日の同年6月24日に払い出されていることが確認できることから、婚姻届出の翌日に国民年金に加入したとする申立人の主張と一致し、同日は第1回目の特例納付の実施期間中である。

また、申立人は、結婚当時、結婚祝金等により30万円程度の現金が手元にあったと陳述し、それを裏付ける当時の預金通帳も所持しているところ、申立期間の保険料額を試算すると、1万5,300円となるが、この金額は当時の申立人にとってそれほどの高額ではなかったものと考えられる。したがって、申立人が支払えない額ではなかったとし、実際の納付金額を記憶していないとしても不自然ではない。

さらに、申立人は、市役所窓口における担当者とのやり取りを鮮明に記憶し、実態と符合しているほか、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、申立人の妻についても、保険料を完納しているなど、全体を通じて申立人の主張に不合理な点はみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から同年12月まで

昭和42年4月に自宅兼店舗で市役所職員から国民年金への加入を勧められ、私自身がその場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を始めた。

昭和48年10月から同年12月までの保険料が未納とされているが、私又は妻がこの期間の夫婦二人分の保険料を集金人に納付したので未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和52年4月から平成14年11月までの保険料は前納であり、申立人の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の前後の保険料は納付済みである上、申立期間の前後を通じ、申立人の住所に変更は無く、申立人は仕事など生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、申立期間の保険料も納付していたとしても不自然ではない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市では、集金人が保険料を集金しており、申立内容は当時の保険料収納方法と符合している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの期間及び48年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から同年3月まで
② 昭和48年10月から同年12月まで

昭和43年ごろに自宅兼店舗で市役所職員から国民年金への加入を勧められ、私自身が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を始めた。

昭和44年1月から同年3月までの期間(申立期間①)及び48年10月から同年12月までの期間(申立期間②)の国民年金保険料が未納とされているが、私又は夫がこれらの期間の夫婦二人分の保険料を集金人に納付したので未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和43年4月から平成15年1月までの国民年金保険料をすべて納付している上、昭和52年4月以降の保険料は前納であり、申立人の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間①及び②はいずれも3か月と短期間であり、申立期間①及び②の前後の保険料は納付済みである上、申立期間①及び②の前後を通じ、申立人の住所に変更は無く、申立人は、仕事など生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、申立期間①及び②の保険料も納付していたとしても不自然ではない。

さらに、申立期間①については、一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとされる申立人の夫の同一期間の保険料は納付済みである。

加えて、申立期間①に近接する申立人の昭和43年4月から同年6月までの期間については、保険料が未納とされていたところ、被保険者名簿の納付記録により納付の事実が確認されたことから、平成21年3月6日に納付済みに記録訂正されており、社会保険事務所の記録管理が不適切であった事実もある。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から同年3月までの期間、平成5年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月から同年3月まで
② 平成5年1月及び同年2月

私が会社を退職した昭和50年12月以降は、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

夫婦の国民年金保険料の納付状況をみると、申立人は申立期間①及び②を、申立人の夫は4か月分をそれぞれ除き、双方共に保険料をすべて納付済みであり、申立人の保険料を納付していたとされる夫の保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間①及び②については、申立期間が3か月及び2か月とそれぞれ短期間である上、申立期間前後の保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて、申立人の住所に変更は無く、申立人は申立人の夫の仕事など生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、納付意識の高い申立人の夫が申立期間①及び②の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

さらに、申立期間②については、この期間後の平成6年4月から8年11月までの夫婦二人分の保険料は夫婦共に同一日に納付されていることが社会保険庁の記録により確認でき、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の陳述と符合する。

加えて、申立人の保険料と一緒に納付していたとされる申立人の夫は、申立期間②と同時期の平成5年1月及び同年2月の保険料が納付済みとなっていることが社会保険庁の記録により確認できることから、申立人の申立期間②の保険料は夫の保険料とともに納付されていたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から38年3月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年11月から38年3月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで

私が20歳の時に、母親が私の国民年金加入手続を行ったと思う。

結婚するまでの私の国民年金保険料は、母親が自身の分と一緒に自宅に来る集金人に納付し、年金手帳に押印してもらっていた(申立期間①)。

昭和41年10月に結婚してからも、しばらくは同居していた母親が私の保険料と一緒に納付していたが、ある時期からは私が自分で保険料を納付するようになった。42年1月から同年3月までの保険料は私又は母親のいずれかが納付したと思う(申立期間②)。

いずれの申立期間についても、保険料を納付していたはずであり、未納と記録されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料をすべて納付済みである上、申立人の母親は、国民年金保険料を完納しており、申立人及びその母親の納付意識が高いと考えられる。

また、自身の保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母親の保険料納付状況をみると、申立期間①及び②と同時期の昭和37年11月から38年3月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間の保険料は納付済みとなっていることが確認できることから、申立人の申立期間①及び②の保険料は、その母親の保険料とともに納付されていたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①は5か月間と短期間である上、申立期間①当時、市では

集金人が印紙検認方式で保険料を集金して年金手帳に押印しており、申立内容は、市における当時の保険料収納方法と合致している。

加えて、申立期間②は3か月間と短期間である上、申立人の特殊台帳の保険料納付状況欄には、申立期間②の保険料が納付されていたことをうかがわせる記載がみられ、社会保険事務所では同記載について、申立期間②の保険料が納付されていた可能性は否定できないとしている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日を昭和45年11月1日に、同社C支社における資格取得日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月27日から同年11月8日まで

私は、昭和45年4月1日にA社に入社して以来、転勤による異動はあったが、平成17年6月29日に退職するまで、継続して勤務していたのに、未加入期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在職については、同社提出の社員名簿及び申立人提出の辞令により、申立人は昭和45年4月1日に社員に採用され、同年11月1日C支社勤務となっており、人事異動はあったものの、申立期間を含めて継続勤務していたことが確認できる。

また、同社からは、申立人を昭和45年4月1日の入社以来継続して雇用しており、申立期間を含め賃金の支払い、社会保険料の徴収も中断無く行っていたとの回答が得られ、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険庁の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したはずであると主張しているものの、「当時は各支店で事務手続を行っており、本来は辞令発令日で被保険者資格の取得及び喪失手続を行うべきところ、着任日で整理する等の事務的過誤があったと考えられる。」

旨回答している上、仮に、事業主がB営業所の資格喪失日を昭和45年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月27日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和56年4月から同年12月までの期間及び58年3月から同年6月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を24万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年6月まで

社会保険庁の記録では、昭和56年4月から58年6月分までの標準報酬月額が実際の給与額よりも低い金額とされている。会社に賃金台帳が残っており、保険料控除額が証明できるので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間のうち、昭和56年4月から同年12月までの期間及び58年3月から同年6月までの期間については24万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和57年1月から58年2月までの期間については、休職中のため申立人の給料が支払われておらず、同社から提出された賃金台帳において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、このほかに保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。したがって、当該期間に係る申立人の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録を訂正する必要は認められない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会

保険事務所で記録されている標準報酬月額が、昭和 56 年 4 月から同年 12 月までの期間及び昭和 58 年 3 月から同年 6 月までの期間について一致していないことから、事業主は賃金台帳で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

昭和49年9月に会社を退職後、転居先の市内のA業店にアルバイト勤務をするとともに国民年金の加入手続をして、同年10月から毎月、保険料を市役所で納付していました。私は当時、両親から年金に加入して保険料を納付することは社会人の絶対的な義務として教育を受け、自らもそのように認識していたので申立期間の6か月だけが未納ということはありません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年10月から毎月、保険料をB市役所で納付していたにもかかわらず、同年10月から50年3月までの期間が未納とされていると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、昭和50年8月30日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが同記号番号払出簿から確認できる。また、B市の被保険者名簿を見ると、申立人が同年4月から同年12月までの保険料を同記号番号が払い出された後の同年10月30日に一括納付していることは確認できるものの、申立期間は未納の記録となっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年8月の時点では、申立期間は過年度保険料の国庫金納付が必要となるため、同期間の保険料を市役所が収納することはできず、申立人が申立期間の保険料を市役所で毎月納付していたとの申立内容には符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の氏名読みによる検索を行ったほか、申立期間当時に居住していた市町村を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、別

の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、国民年金の加入時期及び申立期間当時の保険料額などの記憶が定かではなく、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から49年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から49年3月まで
昭和52年当時、A市会館にB銀行の人が保険料を集金に来ていたので、妻がその人に、納付していなかった申立期間の保険料をまとめて支払ったが、納付した申立期間の保険料は還付されていないので、保険料を納付済みとしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国庫金納付書兼領収証書を見ると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を昭和52年12月20日に納付していることが確認できる。また、同領収証書の摘要欄に国民年金改正法附則第18条と記載していることが確認できる。

ところで、同附則第18条（第2回特例納付）は、保険料の時効が完成した期間にかかる未納保険料を特例的に納付できる制度であり、第2回特例納付の実施期間は、昭和49年1月から50年12月までである。このため、申立人の妻が保険料を納付した52年12月20日は第2回特例納付の実施期間外であることが確認される。

その上で、申立人の国民年金記録をみると、申立人の妻が当該保険料を納付した事実は確認できるものの、社会保険事務所の特殊台帳の備考欄には、納付された当該保険料について、納付日が特例納付の実施期間外であることから還付処理したことが還付金額とともに明確に記載されており、この記載内容に不自然な点は見当たらない。

また、市が保管する被保険者台帳には、当該保険料を、特例納付の期間外誤納として、昭和53年1月19日に職権で還付したことが記載されており、52

年12月20日に納付された保険料が、すみやかに還付されたことがうかがえる。

さらに、市及び社会保険事務所のいずれの記録も申立期間の保険料が還付された記録となっており、一連の事務処理に不自然な点は見当たらないほか、申立人の保険料が還付されていないことをうかがわせる事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人に申立期間の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から49年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から49年3月まで
昭和52年当時、A市会館にB銀行の人が保険料を集金に来ていたので、わたしがその人に、納付していなかった申立期間の保険料をまとめて支払ったが、納付した申立期間の保険料は還付されていないので、保険料納付済みとしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国庫金納付書兼領収証書を見ると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を昭和52年12月20日に納付していることが確認できる。また、同領収証書の摘要欄に国民年金改正法附則第18条と記載していることが確認できる。

ところで、同附則第18条（第2回特例納付）は、保険料の時効が完成した期間にかかる未納保険料を特例的に納付できる制度であり、第2回特例納付の実施期間は、昭和49年1月から50年12月までである。このため、申立人が保険料を納付した52年12月20日は第2回特例納付の実施期間外であることが確認される。

その上で、申立人の国民年金記録をみると、申立人が当該保険料を納付した事実は確認できるものの、社会保険事務所の特殊台帳の備考欄には、納付された当該保険料について、納付日が特例納付の実施期間外であることから還付処理したことが還付金額とともに明確に記載されており、この記載内容に不自然な点は見当たらない。

また、市が保管する被保険者台帳には、当該保険料を、特例納付の期間外誤納として、昭和53年1月19日に職権で還付したことが記載されており、52

年12月20日に納付された保険料が、すみやかに還付されたことがうかがえる。

さらに、市及び社会保険事務所のいずれの記録も申立期間の保険料が還付された記録となっており、一連の事務処理に不自然な点は見当たらないほか、申立人の保険料が還付されていないことをうかがわせる事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人に申立期間の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から49年12月まで

私は、昭和44年に大学を中退し、家業に従事するようになったので、自分で市役所へ行き国民年金の加入手続を行った。その時、窓口の担当者から2年間さかのぼって保険料を支払ってほしいと言われたので、後日、送られてきた納付書で20歳までの2年分の保険料を、定期的に集金に来る銀行の担当者に支払った。その後も銀行の担当者に、毎年4月に1年分の保険料を納付書で前納し、昭和49年12月まで納付したように思う。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年ごろに自ら国民年金の加入手続を行い、2年間さかのぼって保険料を納付したと申し立てているが、手帳記号番号の払出時期をみると、52年7月に夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点において、申立期間の保険料は、制度上、納付することができなかったものと考えられる。

また、特殊台帳をみると、夫婦共に、手帳記号番号払出時点において納付が可能であった昭和50年1月から52年3月までの2年3か月分の保険料を過年度納付し、同年4月から現年度納付を開始していることが確認できるほか、A市における現年度保険料の納付方法が、それまでの手帳検認方式から納付書方式となったのは48年4月以降であることから、加入時に2年間さかのぼって納付し、それ以降は、納付書で銀行の担当者に前納（現年度納付）してきたとする申立人の記憶は、手帳記号番号が払い出された52年当時の記憶であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が、申立てどおり、昭和44年ごろから申立期間の保険料を

現年度納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から42年3月まで

昭和40年当時、父がA業務に従事しており、私はその手伝いを兼ねて見習いとして働いていた。20歳になった時、両親の国民年金保険料を徴収に来ていた集金人に、私の保険料も納付するように勧められた。母から両親の保険料と一緒に私の保険料も支払っていると聞かされていたので、20歳からすべて納付済みと認識している。当時の手帳は、母が紛失してしまったのか、受け取っていないのか、母が他界しているのか、それ以上のことは分からないが、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時、当時の集金人に、申立人の保険料も納付するように勧められ、母親から両親の保険料と一緒に申立人の保険料も納付していると聞かされていたと申し立てしているところ、申立人の手帳記号番号払出時期をみると、昭和42年9月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できる。この時点において、申立期間の保険料は、過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に対して、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の母親が、申立期間の保険料を集金人に現年度納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間当時の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料と一緒に納付していたとする母親も既に死亡しているため、当時の具体的な納付状況等は不明である。

加えて、申立人は、当時の手帳を所持していないほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年12月まで
市役所から、国民年金への加入を勧める通知がきたので、夫婦二人で加入
手続を行った。その後、過去にさかのぼって保険料を納付することができる
納付書が送られてきたので、何回かに分けて夫婦二人分で20万円から30
万円ぐらいの金額を支払ったと思う。上記期間について夫が納付済みとなっ
ているのに私だけ未納とされているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

夫婦の特殊台帳をみると、夫婦共に昭和49年7月に、その時点で制度上納付が可能であった47年1月から48年3月までの保険料を過年度納付しているが、申立期間の保険料については、一緒に夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の夫のみ特例納付したことが確認できる。

そこで、当該納付時における夫婦の年齢をみると、申立人の夫については既に40歳を超えており、35歳である昭和43年*月までさかのぼって保険料を納付しなければ60歳で年金受給資格期間25年を確保できないことから、年度当初である同年4月にさかのぼって特例納付したものと推測されるが、申立人の場合は35歳を超えているが、申立期間の保険料を特例納付するまでも無く47年1月までさかのぼって過年度納付することで25年の年金受給資格期間を満たすことが可能であったものと考えられる。

また、申立人は、さかのぼって納付した夫婦二人分の保険料の金額を20万円から30万円ぐらいと申し立てしているところ、申立期間を含めた夫婦二人分の特例納付及び過年度納付の保険料額を試算すると、9万6,300円であり大きく異なるほか、納付時の具体的な記憶があいまいである。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年3月まで

私は、結婚してからしばらくは、国民年金についてあまり意識していなかったが、昭和45年にA市に転居後、時期ははっきり覚えていないが、集金人が自宅に来るようになったので、国民年金に加入し保険料を納付するようになったと思う。その後、集金人から過去の保険料をさかのぼって納付できることを教えられたので、これも時期は思い出せないが、2回に分けて郵便局で納付したことがある。納付金額は、1万円になるかならないかであり、その時、ピンクとブルーの複写式の領収書を受け取った記憶がある。すべての未納期間を納付していたという自信は無いが、すべてが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年に転居後、時期は定かではないが国民年金に加入し、自宅を訪れる集金人に保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人の手帳記号番号は、50年10月11日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から同年9月ごろに加入手続を行ったことが推定できる。この時点において、申立期間の保険料は、制度上納付することができない期間を含む過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱うことのできない集金人に対して、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の保険料を集金人に現年度納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

一方、申立人は、その後、集金人から過去の保険料をさかのぼって支払えることを聞き、2回に分けて1万円になるかならないかの金額を郵便局で支払った記憶があるとし、その時の領収証書はピンクとブルーの領収証書であったとしているが、当該領収証書の色は当時のA市における現年度保険料の手書き納付書兼領収証書と酷似していることから、当該納付は、過年度納付となる申立期間の保険料であった可能性は少ないものと考えられる。

また、申立人は、さかのぼって納付した時期及び納付期間についての記憶があいまいであるため、具体的な納付期間を特定することができない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から51年3月まで

昭和44年3月に会社を退職する際に会社の総務担当者から国民年金の加入手続を行うよう言われていたため、退職後すぐの同年4月に私自身がA市役所に出向いて国民年金の加入手続を行った。

昭和44年3月から51年3月までの私の国民年金保険料が未納とされているが、この期間については、母親が、自身、父親、兄及び私の4人分の保険料を一緒に納付していたと思う。

申立期間の保険料の納付場所、納付方法、納付金額等については、私自身は分からないが、母親がこの期間の保険料を納付していたはずなので未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年3月に会社を退職後、申立人自身が国民年金の加入手続を行い、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の手帳記号番号の払出日は昭和51年2月13日であることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間の一部は、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人自身は、申立期間の保険料の納付に関与していない上、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は85か月と長期間であり、これだけの長期間にわたり納

付記録の欠落が続いたとは考え難い上、手帳記号番号払出簿の確認及び複数の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月及び同年10月並びに2年4月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月及び同年10月
② 平成2年4月から3年3月まで

平成元年ごろ、私自身又は母親が私の国民年金の加入手続を行ったと思う。
平成元年9月及び同年10月（申立期間①）並びに2年4月から3年3月までの期間（申立期間②）の国民年金保険料が未納とされているが、私又は母親が私の保険料を納付していたと思う。

私も母親も、申立期間①及び②の保険料の納付場所、納付時期、納付金額等はよく覚えていないが、これらの期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年ごろに自身の国民年金の加入手続を自身又はその母親が行ったと思うと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の手帳記号番号の払出時期は平成3年10月10日から同年12月10日までの間であることが、申立人の手帳記号番号の前後複数の記号番号の払出日及び申立人の被保険者名簿の作成日から推定でき、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人の上記の手帳記号番号による国民年金保険料の過年度納付書が平成3年12月16日に発行され、申立期間①直後の元年11月及び同年12月の保険料が3年12月18日に一括納付されていることが、社会保険庁の記録により確認でき、この時点では、申立期間①は、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間①及び②の保険料の納付場所、納付時期、納付金額等に関する申立人及びその母親の記憶はあいまいであり、申立期間①及び②の保険

料納付状況等は不明である上、申立人及びその母親が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の上記の手帳記号番号は、年金記録管理のオンライン化後に払い出されており、この手帳記号番号によっては、申立期間①及び②の保険料は過年度保険料となるどころ、オンライン化後の過年度保険料の収納事務については、申立期間①及び②は、社会保険事務所では自らが管理している帳票に基づく保険料集計額と、金融機関及び郵便局を経由して日本銀行に収納された保険料集計額が一致していることを毎月突合確認していることから、納付記録の漏れが生じる可能性は低いと考えられる。

このほか、複数の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

私は、夫が独立して事業を始めることになったことから、昭和43年12月ごろに、夫の退職後の期間及び私の36年4月から43年12月までの期間の未納分の国民年金保険料を納付するために、A社会保険事務所に出向いた。対応してくれた職員が、夫はまだ会社を退職していないため国民年金に加入できないと言うので、私の未納分の保険料だけをその場で納付したことを覚えている。ただし、国民年金の加入手続きのことはよく覚えていない。その時に納付した保険料の金額は1万円弱ぐらいであったが、職員の人からは領収書をもらえなかった。

この後、昭和44年1月以降の保険料は夫婦二人分を一緒に集金人に私が欠かさず納付してきた。

昭和36年4月から44年3月までの保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年12月ごろに、申立人自身がA社会保険事務所で申立人の36年4月から43年12月までの国民年金保険料を一括納付した後、44年1月から同年3月までの夫婦二人分の保険料を集金人に納付したと申し立てている。

しかし、A社会保険事務所は、申立期間当時、厚生年金保険の専管事務所であり、国民年金に関する事務を取り扱っていなかったとしており、申立内容には不自然な点がみられる。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳の発行日は昭和44年11月15日であることが同手帳により確認でき、申立人が主張する国民年金加入時期とは符

合しない上、申立人に払い出されている手帳記号番号によっては、申立期間の大部分は、時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間のうち、時効により納付できない期間の保険料を上記の手帳記号番号により納付するためには、特例納付によることとなるが、申立期間の保険料を納付したとする昭和43年12月ごろは、特例納付時期と符合していない上、申立人は、同年12月ごろ以外の時期に申立期間の保険料を一括納付したことは無いとしている。

加えて、申立期間のうち、過年度納付ができた期間の保険料も現年度保険料のみを取り扱っていた集金人に納付することはできなかった。

このほかに、申立人の申立期間直後の昭和44年4月から45年3月までの期間及び申立人の夫の同一期間の保険料が同年3月26日に納付され、申立人の夫の43年12月から44年3月までの保険料が46年4月21日に納付されていることが申立人及びその夫が所持する領収証書により確認でき、当該期間の保険料額は申立人が43年12月ごろに納付したと主張する金額とおおむね符合しており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 2402

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年3月まで

昭和38年6月又は同年7月ごろ、国民年金保険料の女性集金人に国民年金に加入するよう勧められ、同年10月に私自身がA市役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行ったと思う。

加入手続からしばらくしたころに、国民年金手帳が送られてきたことを覚えており、妻が夫婦二人分の保険料を男性の集金人に納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらっていた。

昭和40年4月から42年3月までの保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年6月又は同年7月ごろ、申立人自身がA市で夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらっていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の手帳記号番号はA市を管轄する社会保険事務所で昭和40年2月18日に夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が記憶する加入手続時期とは符合しない。

ところで、申立人には、申立人がA市からB市に転居した昭和43年6月に、上記の手帳記号番号とは別の手帳記号番号がB市を管轄する社会保険事務所で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できるとともに、同年4月から45年5月までの保険料はB市で現年度納付されていることが申立人の国民年金手帳により確認できる。また、夫婦二人分の申立期間の保険料を納付していたとされる申立人の妻は、申立期間の保険料はA市で集金人に納付

しており、保険料をさかのぼって納付したことや一括納付したことは無いとしているところ、A市及びB市のいずれの集金人も現年度保険料しか集金することができなかったことから、申立期間の保険料については、A市在住時に払い出された手帳記号番号により納付されていることが必要である。

しかし、A市在住時に払い出された手帳記号番号による昭和39年4月から40年3月までの保険料の納付記録は、B市在住当時に払い出された申立人の現在の手帳記号番号に統合済みであることが特殊台帳及び申立人が所持するB市の昭和49年度の国民年金印紙検認票により確認でき、A市在住当時に払い出された手帳記号番号による納付記録は、この統合時点において、昭和39年4月から40年3月までの期間を除き、未納と記録されていたと考えるのが自然である。

また、夫婦二人分の保険料を納付していたとされる申立人の妻の申立期間と同一期間の保険料も未納である上、申立期間は24か月と長期間であり、これだけの長期間にわたり、夫婦共に納付記録の欠落が続いたとは考え難い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号払出簿の確認及び複数の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に上記の二つの手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から42年3月まで

昭和38年6月又は同年7月ごろ、国民年金保険料の女性集金人に国民年金に加入するよう勧められ、同年10月に夫がA市役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行ったと思う。

加入手続後からしばらくしたころに、国民年金手帳が送られてきたことを覚えており、私自身が夫婦二人分の保険料を男性の集金人に納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらっていた。

昭和40年4月から42年3月までの保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年6月又は同年7月ごろ、申立人の夫がA市で夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、申立人自身が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらっていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況をみると、申立人の手帳記号番号はA市を管轄する社会保険事務所で昭和40年2月18日に夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が記憶する加入手続時期とは符合しない。

ところで、申立人には、申立人がA市からB市に転居した昭和43年6月に、上記の手帳記号番号とは別の手帳記号番号がB市を管轄する社会保険事務所で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できるとともに、同年4月から49年12月までの保険料はB市で現年度納付されていることが申立人の国民年金手帳により確認できる。また、夫婦二人分の申立期間の保険料を

納付していたとされる申立人は、申立期間の保険料はA市で集金人に納付しており、保険料をさかのぼって納付したことや一括納付したことは無いとしているところ、A市及びB市のいずれの集金人も現年度保険料しか集金することができなかったことから、申立期間の保険料については、A市在住時に払い出された手帳記号番号により納付されていることが必要である。

しかし、A市在住時に払い出された手帳記号番号による昭和39年4月から40年3月までの保険料の納付記録は、B市在住当時に払い出された申立人の現在の手帳記号番号に統合済みであることが特殊台帳及び申立人が所持するB市の昭和49年度の国民年金印紙検認票により確認でき、A市在住当時に払い出された手帳記号番号による納付記録は、この統合時点において、昭和39年4月から40年3月までの期間を除き、未納と記録されていたと考えるのが自然である。

また、申立人が自身の分と一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫の申立期間と同一期間の保険料も未納である上、申立期間は24か月と長期間であり、これだけの長期間にわたり、夫婦共に納付記録の欠落が続いたとは考え難い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号払出簿の確認及び複数の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に上記の二つの手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間、40年4月から41年3月までの期間及び42年2月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和40年4月から41年3月まで
③ 昭和42年2月から51年3月まで

昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料が未納とされているが、私自身が39年にA市役所に出向いて国民年金の加入手続を行い、同市役所でさかのぼって納付できる期間の保険料をすべて納付したと思う(申立期間①)。

その後、昭和40年ごろにA市からB市に転居した際は、住民票の異動と国民年金の住所変更の各届出手続を行わなかったと思うが、未納と記録されている同年4月から41年3月までの保険料については、具体的な保険料の納付方法等は覚えていないものの、A市又はB市のいずれかで保険料を私が納付していたと思うので、未納とされているのは納得できない(申立期間②)。

また、昭和41年ごろにC市D区に転居し、その際、私自身は国民年金の住所変更手続を行った記憶は無く、知人がこの手続をしてくれたと思うが、その後、B市に転居する43年ごろまでは、自宅に来る集金人に私が現金で保険料を納付し、集金人が年金手帳に印紙を貼って押印してくれた。

さらに、昭和43年ごろにD区からB市に転居し、その際も、私自身は国民年金の住所変更手続を行った記憶は無く、知人が同手続を行ってくれたと思う。B市では、当初、自宅に来る集金人に私が現金で保険料を納付し、集金人が年金手帳に印紙を貼って押印してくれていたが、50年ごろからは自宅に届いた納付書により、C市E区にあった職場近くの銀行で保険料を納付していた。42年2月から51年3月までの保険料が未納とされていることは納得できない(申立期間③)。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和39年にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、さかのぼって納付できる期間の保険料をすべて市役所で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年10月9日にA市を管轄する社会保険事務所で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間①の一部は、制度上、国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人の国民年金手帳の同期間の検認欄にも「時効消滅」の印が押されている。

また、申立期間①のうち、制度上保険料を納付できた期間の保険料についても、過年度保険料となるため、現年度保険料のみを収納していた市役所で納付することはできず、申立内容とは符合しない。

さらに、現年度保険料として市役所で納付できた申立期間①直後の昭和39年4月から同年11月までの保険料は、申立人の手帳記号番号の払出日に近接する同年11月13日に一括納付されていることが、申立人の国民年金手帳の検認印により確認できる。

申立期間②については、申立人は、昭和40年5月ごろにA市からB市に転居したが、国民年金の住所変更手続きは行っていないとしている上、申立人の国民年金手帳及び社会保険事務所の特殊台帳のいずれにもB市の住所の記載は無く、B市では、申立人の所在を確認することができず、保険料の収納はできなかったものと考えられる。

また、申立期間②の保険料の納付時期、納付場所、納付方法、納付金額等に関する申立人の記憶はあいまいであり、B市に居住しながらA市で保険料を納付していたかもしれないとするなど、申立人の主張には不自然さがみられる。

申立期間③については、申立人が昭和42年2月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、43年4月1日に被保険者資格を再取得していることが、申立人の国民年金手帳及び特殊台帳により確認でき、申立期間③のうち、42年2月から43年3月までは国民年金の未加入期間であることから、制度上保険料を納付できない期間である。

ところで、申立人は、昭和43年ごろにC市D区からB市に転居し、自宅に来る集金人に保険料を納付していたが、申立人自身が国民年金の住所変更手続きを行った記憶は無いと申し立てているところ、申立人が44年に不在決定されていることが特殊台帳により確認できる上、申立人に39年10月に払い出された手帳記号番号とは別の手帳記号番号が51年9月にB市を管轄する社会保険事務所で払い出されており、同年4月から同年9月までの保険料がこの手帳記号番号により同年12月21日に納付されていることが、手帳記号番号払出簿や

申立人が所持するF社会保険事務所発行の通知書等により確認できる。

このことからすると、申立人が申立期間③の保険料をB市の集金人に納付していたのであれば、B市在住時に改めて別の手帳記号番号の払出しを受けることは不自然であり、申立人が昭和44年に不在決定された後、B市では、51年9月に手帳記号番号が払い出される時点まで申立人の所在を確認することができず、申立期間③の保険料の収納はできなかつたものと考えられる。

また、B市在住時に払い出された手帳記号番号によっては、昭和48年12月以前は、制度上保険料を納付できない期間である上、申立期間③のうち、制度上納付できた49年1月から51年3月までの保険料は過年度保険料となるため、現年度保険料のみを集金できた集金人に納付することができない。

さらに、B市在住時に払い出された手帳記号番号による昭和51年4月から同年9月までの保険料の納付記録は、39年10月にA市で払い出された申立人の現在の手帳記号番号に52年4月に統合済みであることが特殊台帳及び申立人が所持するF社会保険事務所発行の通知書等により確認できる上、申立期間③直後の51年10月から54年3月までの保険料は、申立人の現在の手帳記号番号によりB市で納付されていることが申立人の国民年金手帳により確認できることから、B市在住当時に払い出された手帳記号番号による納付記録は、この統合時点において、51年4月から同年9月までの期間を除き、未納と記録されていたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間③直後の昭和51年10月から54年3月までの保険料は52年1月29日以降に印紙検認方式により納付されていることが申立人の国民年金手帳により確認でき、50年ごろからは自宅に届いた納付書によりC市E区の銀行で保険料を納付していたとする申立人の主張とは符合しない上、申立期間③は9年2か月と長期間に及んでおり、これだけの長期間にわたり、C市D区及びB市のいずれにおいても、納付記録の欠落が続いたとは考え難い。

このほか、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も、申立人にA市及びB市在住時に払い出された二つの手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から平成15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から平成15年3月まで
平成14年5月ごろにA県B市にある実家に帰った際に、母親から私の国民年金保険料を納付しておいたと聞かされた。
申立期間については、母親が私の国民年金加入手続を行って保険料を納付していたはずであり、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間中に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立期間における国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人に手帳記号番号が払い出された形跡は無く、また、申立人の氏名の別読検索を行っても、申立人の手帳記号番号は見当たらなかった。

また、申立人自身は国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親も既に死亡しているため、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料や周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から62年1月まで

社会保険庁の記録によれば、昭和59年6月から62年1月までの期間、厚生年金保険に未加入とされているが、この間はA社とB社の2社に勤め、両社から給与を受け取り、社会保険料も控除されていた。

当時、子供が小さかったので健康保険に加入していないはずはなく、国民健康保険には加入したことは無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る社員名簿の職歴欄によれば、A社における申立人の在職期間は、昭和47年10月から申立期間中の60年又は61年（数字が不鮮明で判別不能）10月までと記載されている。また、法人登記簿によれば、B社の設立は60年10月19日であるが、同社から提出された申立人の履歴書によれば、申立人は、申立期間中の同年10月に同社の役員に就任した旨の記載が認められる。

一方、A社とB社における申立人の雇用保険記録をみると、厚生年金保険の加入記録と一致しており、申立期間において両社で雇用保険に加入していた記録は確認できないことに加え、B社から提出された社員名簿によれば、申立人の同社入社年月日は、昭和62年2月1日であることが確認できる。

また、申立人の履歴書の「昭和60年10月、B社役員就任」の記載について、B社の現社長から、「申立人は会社設立のために資金を出資したメンバーであったため役員になっているが、当時、勤務はしていなかった。」との陳述を得た。

さらに、申立人から、申立期間中の保険料控除を証明する資料として、昭和59年10月から61年12月までの月別の振込額（相殺している旨の記載あり）

を記載した書類が提出されているが、同書類の発行先は申立人がA社の前に勤務していたC社となっており、また、同社から、「書類は申立人からの依頼を受けて当社で作成したものであるが、申立期間中、申立人は当社の従業員では無く、個人事業主として当社との請負契約に基づき、D業務に従事していた。書類に記載された振込額は買掛金であり、相殺金には厚生年金保険料は含まれておらず、控除していない。」との陳述が得られた。なお、同社の厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の名前は確認できなかった。

加えて、申立人が2社で勤務していたことを証明できるとして申立人の妻が名前を挙げている同僚は、「申立人が、申立期間においてD業務に従事していたことは間違いないが、どの会社に籍を置いていたかは分からない。」と陳述している。

以上の事情から、申立人は、申立期間においてA社とB社には勤務しておらず、個人事業主として、請負業務に従事していたと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで
② 昭和 39 年 5 月 20 日から同年 10 月 7 日まで

昭和 37 年 4 月、A 社に転職した。職場は B 市の A 社の C 部門にあったが、当時、A 社への入社は難しかったようで、便宜上、在籍は別会社となっており、給与はグループ会社の D 社から支給されていた。

途中の E 社の厚生年金保険加入期間については、F 業開店準備をしていた時であるが、勤務地は B 市の A 社で変わっていない。

転職して初めて給与をもらった時、上司であった A 社の C 部門長から「社会保険料も控除している。」と言われたことを覚えている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において D 社に在籍し、同社から給与を支給されていたことは、A 社における申立人の元上司の、「私が昭和 36 年に C 部門に異動してきた後に申立人が来た。申立ての期間は時期的には合っていると思う。また、申立人は B 市の A 社内で職務に従事していたが、所属は A 社ではなく、D 社となっており、給与も同社から支払われていた。」との陳述から認められる。

一方、社会保険庁の記録によれば、D 社の厚生年金保険新規適用は昭和 39 年 8 月 1 日であることが確認でき、申立期間①及び申立期間②のうち、同年 5 月 20 日から同年 7 月 31 日までは新規適用前の期間となる。

また、D 社が厚生年金保険新規適用事業所となった際の被保険者資格取得者は 5 名確認できるが、そのうち二人は同社で勤務を始める約 2 か月前まで、前職場における厚生年金保険加入記録が確認できること、及び同社設立時から勤務していたと陳述している同僚は、「事業所設立時は社長と自分の二人だけが G 市で勤務しており、徐々に従業員が増えた。」と陳述していることから、同

社は、新規適用の直前まで厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていなかったものと推定される。

さらに、D社が厚生年金保険新規適用となった際に被保険者資格を取得した5人はすべてG市にあった同社本社に在籍していた者であり、このうち連絡の取れた1人は、B市に同社社員がいたことは知らなかったと陳述しているほか、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険被保険者資格取得日と同一日となっていることが確認できる。

以上の事情から、申立人は、同社が厚生年金保険新規適用事業所となった後も、しばらくの間は厚生年金保険の加入手続が行われておらず、何らかのきっかけで会社が未加入であることに気付いて、昭和39年10月7日付けで雇用保険と併せて加入手続を行ったと考えるのが相当である。

なお、申立人は、改名しており、平成5年12月21日までは「*」であったが、旧名においても申立期間における厚生年金保険加入記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 26 日から 48 年 12 月 21 日まで
平成 19 年 7 月ごろ、社会保険事務所の年金推進委員からの連絡に基づき、年金番号の統合手続を行った際、申立期間について脱退手当金支給済みであることを知った。

A社を退職の際、厚生年金保険被保険者証は大事にしなさいと聞いていたので、脱退手当金を受給するはずがない。

申立期間について、厚生年金保険加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を昭和 48 年 12 月 21 日に退職したが、脱退手当金は請求も受領もしていないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 5 か月後の昭和 49 年 5 月 27 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後 20 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期(おおむね 2 年以内)に支給要件を満たし資格を喪失した 71 人について、脱退手当金支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め 21 人であり、うち 17 人が資格の喪失後約 6 か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一となっている受給者が複数散見される。また、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、「最後に被保険者として使用された事業所」の欄には、A社のゴム印が押されていることが確認できる。これらのことから、脱退手当金の請求に当たって、事業主が何らかの関与をしていた可能性は否定できない。

さらに、同請求書を見ると、申立人の脱退手当金支給は、当時の住所地(B市)最寄りのC郵便局への送金(通知払)となっていることが確認できる。

加えて、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月1日から28年7月29日まで
② 昭和28年12月1日から29年9月1日まで

A社及びB社で勤務していた厚生年金保険加入期間について、昭和29年11月11日に脱退手当金の支給を受けたことにされているが、請求を行った記憶も無く受給していない。

脱退手当金を受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社を退職した際、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和29年11月11日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後5ページ(計163人)に記載されている女性のうち、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した者28人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給している者は申立人を含め16人であり、うち14人が資格の喪失後約5か月以内に支給決定されているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 17 日から 40 年 3 月 1 日まで
年金特別便によれば、結婚前に勤務していたA社の厚生年金保険加入期間が抜けていたので、社会保険事務所で確認したところ、脱退手当金が支給されているとの説明を受けた。

A社は結婚のため、昭和 39 年 12 月に突然退職したことから、脱退手当金の請求手続は行っておらず、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 12 月末ごろ、A社を結婚のため、突然退職したことから、脱退手当金を請求できず、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人は昭和 40 年 3 月 1 日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失しているほか、申立人の脱退手当金は被保険者資格喪失日から約 4 か月後の同年 7 月 2 日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、被保険者資格喪失日が昭和 40 年 3 月 1 日となっており、健康保険被保険者証が同年 3 月 26 日に返納されていることが確認できるほか、備考欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていることが確認できる。

さらに、申立人は昭和 39 年 12 月末ごろ、同社を退職したとしているところ、同年 12 月から 40 年 2 月までの間の厚生年金保険料を同社が全額負担するとは考え難いなど、申立人の当時の記憶は曖昧である。

加えて、申立人は、申立期間の事業所を退職後、昭和 47 年 4 月に国民年金に加入するまで年金制度には加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱

退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 24 日から 37 年 7 月 1 日まで
A社での厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答をもらった。
脱退手当金をもらっていないのに、支給済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶も無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記憶によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和 37 年 10 月 3 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した46人（申立人を含む全員が資格を喪失している）について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め29人であり、うち27人が資格の喪失後約5か月以内に支給決定されていることから、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 3 日から 30 年 5 月 28 日まで
② 昭和 30 年 6 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 7 月 13 日から 38 年 12 月 29 日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社及びB社における被保険者期間(申立期間①及び②)については、昭和33年10月16日に脱退手当金支給済みであり、また、C社における被保険者期間(申立期間③)については、39年3月4日に脱退手当金支給済みであるとの回答を受けた。

脱退手当金を受け取った覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないとしている。

申立期間①及び②について、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金はB社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和33年10月16日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B社の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されたページを含む前後3ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した者4人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め3人みられ、その全員が資格の喪失後約6か月以内に支給決定されていることから、事業主による代理請求の可能性は否定できない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金支給額計算のためと考えられる「被保険者期間及び標準報酬の合計額」の記載が確認され

る。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者番号は、申立期間①及び②であるA社及びB社が同一番号で管理されているにもかかわらず、脱退手当金受給後のC社における被保険者番号は別番号となっていることから、脱退手当金を受給したため、番号が異なっていると考えるのが自然である。

加えて、申立人の脱退手当金が支給決定されたのは、通算年金制度創設前であることのほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

次に、申立期間③について、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年3月4日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、C社の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されたページを含む前後16ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した者6人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め3人みられ、その全員が資格の喪失後約6か月以内に支給決定されていることから、事業主による代理請求の可能性は否定できない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者番号は、申立期間③のC社と脱退手当金受給後に勤務したD社の被保険者番号が別番号となっていることから、脱退手当金を受給したため、番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は「60才になる前に社会保険事務所に行き、厚生年金保険について、年金で受給するか、若しくは、脱退手当金を受給するか相談したところ、脱退手当金で受給すると、E社及びD社の2社での被保険者期間を合算すると約28万円になるが、脱退しなければ月額約4万円の年金になるので、年金で受給した方がよいと言われ、脱退手当金の請求手続きをしなかった。」としているほか、「B社及びC社の退職時に、脱退手当金を受給したことになっていることは知らなかった。」と陳述しているところ、脱退手当金の試算内容として、申立期間である3回の被保険者期間が計算の基礎となっていないにもかかわらず、何ら申し立てていないのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年4月から18年4月まで
② 昭和19年12月14日から20年8月17日まで

私は、A社の部長であった隣人に勧められて昭和17年4月に同級生と一緒に同社に就職した。途中、体調不良のため一時退職したものの、その後復職し、20年8月の終戦翌日まで同社で勤務していたのに、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険被保険者記録は19年10月1日から同年12月14日までしかないのでは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和17年4月ごろにA社に入社したと申し立てているところ、当時、同社に在職していた同僚から「申立人は、昭和17年4月ごろからB業務従事者がいた部屋で仕事をしていた。」との陳述が得られたほか、ほかの同僚からも「私は、昭和18年ごろに一般のC業務従事者として入社したが、その時には申立人は既にB業務従事者のような社員として勤務していた。」との陳述が得られたことから、申立人が同社に同年4月ごろから在職していたことが推定される。

ところで、申立期間①の当時、労働者年金保険法の適用範囲は、一定の事業所に使用される「男子筋肉労働者」に限定されており、その後昭和19年2月の同法の大幅改正により、名称を厚生年金保険法に改めるとともに、同年6月1日から適用範囲を「一般職員を含む男女労働者」に拡充し、その保険料納付等に係る資格関係規定は同年10月1日から施行された。

そこで、申立人に係る厚生年金保険の最初の資格取得日をみると、当該法改正により一般職員及び女子にも適用されることとなった昭和19年10月1日付けとなっていることから、同社では、申立人は、男子筋肉労働者ではなく、一般職員に該当するとして当該資格の取得手続を行ったものと考えられる。

このことは、申立人自身が「当時、同社はD業をしており、当時の自分の仕事は、E業務であった。」と陳述し、当時の複数の同僚からも「申立人はB業務従事者がいた部屋で仕事をしていた。」、「申立人はB業務従事者のような社員として勤務をしており、私たちのようなC業務従事者よりはランクが上で別であった。」と、それを裏付ける陳述が得られたこととも符合している。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

次に、申立期間②について、申立人は、昭和19年12月14日以降も終戦の翌日まで同社に継続して勤務していたのに被保険者記録が無いと申し立てているところ、当時の同僚から「申立人は、志願して入隊したため、昭和19年年末ごろ以降は申立人の姿を見ておらず、申立期間②の期間は在職していなかったと思う。」との陳述が得られた。

そこで、厚生労働省に保管されている兵籍簿(履歴原表)を調査したところ、申立人は、昭和19年12月15日付けでF隊に入隊し、20年4月5日付けで除隊していることが確認できた。

これらのことから、申立期間②のほとんどの期間は、同社に在職していなかったことが確認できるが、除隊後、同社に復職し終戦の翌日までの約4か月間在職した可能性についても調査したが、同僚等からは、これを明らかとする陳述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

私が昭和 50 年 2 月 1 日にA社に入社したことは、会社の記録からも間違いのないのに、厚生年金保険の被保険者記録が同年 3 月 1 日からとなっていることは納得がいかない。

制度等から判断して入社した同年 2 月 1 日からであるのが当然だと会社側も認めているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社での在職については、同社の回答及び申立人保存の同社の年度休暇等届出カードや個人情報照会票に入社年月日が昭和 50 年 2 月 1 日と記載されていることから認められる。

しかし、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 50 年 3 月 1 日で、申立人は同社の新規適用日である同日付けで被保険者資格を取得しており、同社保存の給与台帳を見ても、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除（翌月控除）は、同年 4 月支給分の給与から始まっており、申立期間の同年 2 月分に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人が本社等からの出向者ではなく、同社採用の社員であったと申し立てている同僚（5 人）の厚生年金保険の被保険者資格の取得日を見ても、いずれも同社が厚生年金保険の新規適用日となった昭和 50 年 3 月 1 日となっていることが確認できる。

さらに、同社の事業所としてのB企業年金基金の新規加入日及び雇用保険の適用事業所設置日は、いずれも厚生年金保険の場合と同様に昭和 50 年 3 月 1 日となっており、申立人は、同社がこれらの適用事業所となった同日付けでこれらの資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 32 年 12 月まで
私は、昭和 31 年 4 月から 32 年 12 月まで A 店で勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における A 店での在職については、事業所所在地、代表者の名称が申立人の陳述と符合していること及び申立人が当時同僚であったと申し立てている同僚から「申立人の勤務期間及び雇用形態は不明であるものの、そのころ一緒に働いていた。」との回答が得られたことから、在籍期間は不明であるものの、推認できる。

また、申立人は厚生年金保険料を控除されていたか否かについては不明であると陳述しており、事業所からは、申立人に係る厚生年金保険の資格の取得及び喪失の手続、保険料控除、雇用形態及び在籍期間等については関連資料が無いため不明であるとの回答が得られた。

さらに、事業所別被保険者名簿のオンライン記録から申立期間に被保険者記録のある同僚全員を抽出し、そのうち住所の判明した 3 名に照会したところ、「当時は入社してすぐ辞めていく人が多かったので、ある程度その人を見定めてから社会保険の加入手続をしていたと思う。」との回答が得られた。

加えて、申立人は、入社当時、事業主の親族を除いて男性 3 名と女性 2 名の従業員がおり、その中には同年代で同時期に入社した男性の同僚（氏名不詳）が 1 名いたと陳述しているところ、事業所別被保険者名簿をみると、申立人と同年代で同時期に資格を取得している者及び女性の被保険者は見当たらなかった。

なお、申立人の各種読み方と生年月日の組み合わせにより各種氏名検索を行ったが申立期間に係る該当する記録は見当たらず、類似事業所における事業所

別被保険者名簿についても検索を行ったが、申立人の該当する記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 47 年 1 月まで

私は、昭和 45 年 1 月に A 業務従事者として、B 社に就職した。退職の年月日は定かではないが、2 年程度勤続していたはずなのに、厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社において昭和 45 年 1 月から 2 年程度在職していたと申し立てているものの、事業所名に関しては、「事業主が C 氏であったため、そのような事業所名であったように思うが、自信が無い。」と陳述しているところ、申立人が同事業所の元請会社であったとする D 社の従業員からは「事業所名は不明であるものの、C という人が事業主であった事業所があった。」との陳述が得られたことから、申立人の在職については推定できる。

また、申立人が記憶する B 社の業種及び従業員数は、厚生年金保険法に定める強制適用事業所の要件を満たしていたと考えられるところから、同事業所について、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において同事業所名及び類似名称等で調査を行ったものの、該当する適用事業所としての記録は見当たらない上に、所在地を管轄する法務局において保存されている昭和 50 年以降の商業登記簿にも記録は見当たらなかった。

さらに、申立人の各種読み方と生年月日の組み合わせによる各種氏名検索を行ったが、申立期間において該当する申立人の記録は見当たらなかった。

加えて、申立人は保険料控除に関して確たる記憶が無く、複数の同僚の名字は記憶しているものの、連絡先等は不明であるため、周辺事情等を調査することもできなかった。

なお、上記 D 社の従業員は「C 氏は 30 年ほど前に亡くなり、同氏が事業主だった事業所は廃業した。」と陳述しており、事業主から陳述を得ることもで

きず、申立期間当時の事情を明らかとすることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる特段の事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月17日から53年3月6日まで
私は、昭和52年4月からA市にあったB社という会社に約1年間勤務していたにもかかわらず、その期間の厚生年金保険の記録が空白とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB社に在職していたことは、その当時の事業主及び複数の同僚から、勤務期間は特定できないものの、その当時在職していた旨の陳述が得られたことから、推定される。

しかし、事業主からは、申立人はパート社員として在籍しており、パート社員については、申立期間当時は社会保険に加入しない取扱いであった旨の陳述が得られた。さらに、申立人に係る申立期間当時の事務手続については、給与からの保険料控除及び資格の取得及び喪失等の手続も行っていなかった旨の回答をしている。

一方、申立人は、同社には正社員として在籍していたと陳述しているものの、当時の状況については記憶が定かでないとして具体的な陳述を得ることができず、保険料控除等についても不明と回答している。

また、社会保険庁の記録について各種の氏名検索を行ったが、申立期間に係る申立人の該当する記録は見当たらず、雇用保険の記録についても、申立人の申立期間に係る記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 18 日から 36 年 1 月 26 日まで
昭和 31 年 6 月 18 日から 36 年 1 月 26 日までの厚生年金保険加入期間について、照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
脱退手当金は請求した記憶も無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 1 月に A 社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 4 月 11 日に支給決定されていることが確認できる

そこで、A 社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期(おおむね 2 年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性 18 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め 17 人であり、その全員が資格の喪失後約 5 か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一となっている受給者が複数散見されることから、事業主による代理請求の可能性は否定できない。

また、「厚生年金保険脱退手当金支給報告書」の支給額や月数がオンライン記録と一致しているほか、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いほか、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 16 日から 53 年 5 月 8 日まで
昭和 50 年 4 月 16 日から 53 年 5 月 8 日まで勤務したA社での厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所へ照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

また、脱退手当金請求書については、記載した記憶は無く、氏名の筆跡なども自分の自筆ではない。

脱退手当金を受け取った事実は無いため、調査確認をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年7か月後の昭和54年10月4日に支給決定されたこととなっているが、脱退手当金請求書は同年8月31日に社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

そこで、同請求書を見ると、記名及び捺印がなされていることのほか、「金融機関にあなたの預金口座がありこの口座に振込を希望される場合」欄には、預金口座が記載されていることが確認できることから、申立人は同預金口座について、「預金や年金などは、夫が管理していたので不明である。」としている。

しかしながら、社会保険事務所によれば、振込支給の場合は請求者本人名義以外の口座は認められないとしていることから、第三者が申立人の預金口座を開設したうえで請求したとするのは不自然である。また、同欄に記載された預金口座について、訂正又は抹消された形跡は見受けられないことのほか、脱退手当金支給の事務処理手順についてみると、社会保険事務所では、脱退手当金の支給決定を行った後、同請求書に記載された住所地へ支払決定通知書を発送することとなっている。この事務処理手順に照らすと、申立人

の同通知書は同請求書に記載された住所地に支払決定通知書が送付されたものと考えられ、一連の処理の流れに何ら不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 19 日から 33 年 3 月 19 日まで

A社は、父が病気になり、自身も体調を崩したため退職し、B県に帰郷しました。同社では寮だったので、退職したらすぐ出ましたし、B県には現金を送られてきていません。

また、当時は銀行の預金通帳もありませんでしたので、脱退手当金を受給していません。

脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 33 年 3 月にA社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33 年 5 月 23 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページと前後 1 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期(おおむね 2 年以内)に支給要件を満たし資格を喪失した者 40 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め 34 人であり、うち 33 人が資格の喪失後約 6 か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一となっている者が複数散見されることから、事業主による代理請求がなされた可能性が否定できない。

また、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 8 日から 37 年 7 月 21 日まで
厚生年金保険加入期間について、A 社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、B 社及び C 社で勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

B 社は結婚のため退職し、昭和 31 年ころに脱退手当金を受給したが、C 社の退職時には受給していない。

結婚後は、脱退手当金を受給していないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社を退職後、同社の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金は受給したが、その後勤務した C 社での厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金は受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 9 か月後の昭和 38 年 4 月 11 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の脱退手当金支給の計算の基礎となっている厚生年金保険被保険者期間についてみると、B 社及び C 社での 139 か月となっていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、昭和 38 年 3 月 2 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが確認できる。

さらに、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。